

許可番号 A 第 230006 号

薬局開設許可証

氏名 (法人にあっては
名 称) 株式会社とみおか薬局

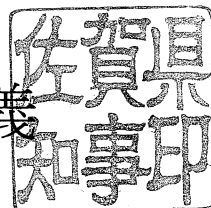
薬局 の 名 称 とみおか薬局 唐津店

薬局 の 所在地 唐津市和多田西山 8 番 1 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び
安全性の確保等に関する法律第 4 条第 1 項
の規定により、開設の許可を受けた薬局で
あることを証明する。

令和 5 年 (2023 年) 4 月 5 日

佐賀県知事 山口 祥義



有効期間 令和 5 年 (2023 年) 4 月 5 日 から
令和 11 年 (2029 年) 3 月 31 日 まで

条 件

開局時間のご案内



月～金 9:00～18:00

水・土 9:00～13:00

日・祝日 休み

■ 夜間・休日等加算の対象時間

平日19:00～ | 土曜日13:00～ | 1月2～3日、12月29～31日は休日扱い

■ 営業時間外の時間外調剤料について

時間外加算 | 平日19:30～22:00 | 土曜17:30～22:00 | 共通 6:00～8:00

深夜加算 | 22:00～6:00 休日加算 | 日曜日・祝日・年末年始(12月30日～翌年1月3日)

緊急連絡先(転送電話)0955-58-7221

薬局の管理および運営は以下のとおりです



管理薬剤師

峰松 敏彦

勤務する薬剤師(処方せん調剤・保管・陳列・販売・情報提供・相談)

大城 静香

富岡 隆史

勤務する登録販売者(販売・情報提供・相談)

現在なし



許可区分 | 薬局



開設者

株式会社とみおか薬局

代表取締役 富岡隆史



取り扱う一般用 医薬品

要指導医薬品 | 第1類医薬品

指定第2類医薬品

第2類医薬品 | 第3類医薬品



営業時間

9:00~18:00(月~金)

9:00~13:00(水・土)

休日:日・祝

医薬品の購入および譲受のお申し込みは、上記の営業時間内に承ります。

営業時間外の相談時間

携帯電話にて対応

0955-58-7221



薬局の名称・許可番号・
許可年月日・所在地・有効期間

薬局開設許可証(別掲)を
参照



薬剤師

白衣:名札に氏名
及び「薬剤師」



登録販売者

色付きのジャケット:名札に氏
名及び「登録販売者」



その他の勤務者

医務衣:名札に氏名

医薬品の販売方法および副作用被害救済制度のご案内

薬局製造 医薬品

薬局製造製剤は、薬局で製造し直接販売・授与する医薬品です。販売時には**薬剤師**による対面での情報提供が必須であり、鍵付きまたは手に取れない場所に陳列し、書面等で適正使用の説明が義務付けられています。

要指導 医薬品

医療用から移行した特に注意が必要な医薬品です。『要指導医薬品』と表示され、手に取れない場所に陳列しています。ご購入時は**薬剤師**が書面で対面説明・販売します。

第1類 医薬品

使用に特に注意が必要な医薬品です。**薬剤師**が書面で説明し、対面販売します。商品は直接触れられない場所に陳列されており、外箱には『第1類医薬品』と四角枠で表示されています。

第2類 医薬品

第2類医薬品、特に指定第2類は注意が必要です。相談カウンター近く(7m以内)に陳列。使用前に「してはいけないこと」を確認し、**薬剤師**または**登録販売者**にご相談ください。外箱には第2類、指定第2類ともに『2』を○または□で囲んで表示しています。

第3類 医薬品

比較的安全性の高い一般用医薬品です(要指導、第1類・第2類以外)。**薬剤師**または**登録販売者**が情報提供のうえ販売。商品は直接ご覧いただけます。外箱には四角枠で「第3類医薬品」と表示。

指定濫用防止 医薬品

厚生労働大臣が指定する「濫用等のおそれのある医薬品」は、依存や健康被害防止のため、消費者が手に取れない場所に陳列します。販売時は**薬剤師**または**登録販売者**が購入理由や数量を確認し、「乱用による危険性」を書面等で説明し、適正使用を徹底することが義務付けられています。

健康被害 救済制度

医薬品の副作用による健康被害救済制度があります。

安全使用のため症状等をお伺いすることがあります。個人情報、個人情報保護法等に基づき適切に管理し、安全使用以外の目的で利用しません。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 | 0120-149-931

苦情相談窓口

佐賀県薬剤師会 薬事情報センター | 0952-23-2771 唐津保健福祉事務所 | 0955-73-4185

個人情報保護方針

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省のガイドラインを遵守し、質の高いサービスを提供するため、皆様の個人情報の適切な管理を徹底いたします。個人情報の適正な取り扱いを確保するため、以下の措置を講じます。

- 関連する法令およびガイドラインを厳守します。
- 個人情報管理に関するルールを定め、全従業員へ遵守を徹底します。
- 適切な安全管理措置を講じ、個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止に努めます。
- 個人情報の取り扱い状況を定期的に確認し、継続的に改善します。
- 個人情報を取得する際は利用目的を明示し、その目的の範囲内で利用します。ただし、あらかじめご本人の同意を得ている場合や、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- 業務を委託する際は、委託先が当薬局の方針を理解し、適切に個人情報を取り扱うよう監督します。
- 個人情報に関する相談体制を整備し、迅速に対応します。

また、以下の事項についてご本人からお申し出があった場合は、適切かつ迅速に対応いたします。

- 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- 個人情報の開示、訂正、利用停止等のご請求(法令により応じられない場合を除く)
- 個人情報の漏洩、滅失、毀損が発生した、またはその可能性が疑われる場合
- その他、個人情報の取り扱いに関するご相談やお問い合わせ

個人情報取り扱いについて

当薬局では、適切なサービス提供のため、個人情報を厳重に管理・保護しております。取り扱いに関するご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

【個人情報の利用目的】当薬局は、取得した個人情報を以下の目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

- 当薬局における調剤サービスの提供および業務改善のための基本情報の収集
- 安全な医薬品使用のための情報収集(副作用歴、既往歴、アレルギー情報、体質、併用薬、住所、緊急連絡先など)
- 病院、診療所、他の薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携および照会への回答
- 医療保険関連業務(調剤報酬明細書の提出、審査支払機関または保険者への照会・回答など)
- 薬剤師賠償責任保険等に関する保険会社や弁護士等への相談・届出
- 当薬局内での薬剤師や医療事務の教育・研修、薬学生の実務実習
- 外部監査機関への情報提供
- 学会や学術誌等への発表・報告(原則として匿名化し、困難な場合は事前に同意を取得します)
- その他、個別に利用目的を明示した場合における、当該目的の達成

【業務外部委託について】業務の一部を外部委託する際は、十分な保護水準を満たす委託先を選定し、適切に監督いたします。

【第三者への開示・提供について】お預かりした個人情報は、以下の場合を除き、第三者に開示・提供いたしません。

- 患者様ご本人の同意をいただいた場合
- 当薬局と秘密保持契約を締結している業務委託先に対し、必要な範囲で開示する場合
- 法令に基づき開示・提供を求められた場合

調剤基本料と薬剤服用歴の活用について

当薬局の調剤基本料は以下の通りです。患者様にお薬を安全にご使用いただくため、当薬局では薬剤服用歴(お薬の使用履歴)を活用しております。この記録に基づき、適切な服用方法や市販薬との相互作用をご説明し、内容を記録いたします。

※個人情報、当薬局の保護方針に基づき厳重に管理しております。ご不明な点がございましたら、スタッフまでご相談ください。



調剤基本料	47点
地域支援・医薬品供給対応体制加算	27点
電子的調剤情報連携体制整備加算	8点
連携強化加算	5点
調剤ベースアップ評価料	4点

領収書とともに「調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料発行しております。ご不要な場合は事前にお申し出ください。※公費負担医療等で自己負担がない方への発行も義務付けられております。

当薬局は以下の施設基準を満たしております。[処方箋受付月1,800回以下(グループで月3万5000回未満)/医薬品取引妥結率5割超/特定医療機関との賃貸借関係なし/後発医薬品調剤割合85%以上/非常時対応連携体制整備済]

当薬局では持続可能な医療制度の維持のために、ジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っています。

ジェネリック医薬品に変更を希望される方は薬剤師にご相談ください。



当薬局は、持続可能な医療制度のため、バイオシミラー(バイオ後続品)やジェネリック医薬品の調剤を積極的に推進しています

バイオ医薬品とは？

生きた細胞が作る巨大なタンパク質です。最新技術を使うため高価ですが、がんや難病など従来の薬では治療が難しかった病気に不可欠なお薬です。



微生物や細胞で合成



抗体などの遺伝子

バイオ後続品とは？

高価な先行品と効果・安全性が同等と国に認められた薬です。薬代が約3割安くなり、患者さんの負担軽減と持続可能な医療保険制度の維持に貢献します。



経済的負担↓

当薬局では、バイオ後続品を積極的に調剤し、バイオ後続品調剤体制加算を算定しています。

バイオ後続品の品質は大丈夫？

生きた細胞で作るため先発品と完全に同じ構造ではありませんが、先行品と同等の厳格な品質試験と臨床試験をクリアし、効果と安全性が国に認められています。



厳格な品質試験



新薬と同等の臨床試験

ジェネリック医薬品とどう違うの？

化学合成のジェネリックは先発品と完全に同一です。一方、生きた細胞で作るバイオ後続品は同一にならないため、より厳格な臨床試験で同等性を証明します。

	ジェネリック医薬品	バイオ後続品
製造法	 化学合成	 細胞内合成
審査調査	同等性	新薬と同じ 品質試験・臨床試験

地域に貢献する薬局になるためにしていること



開局時間

平日:8時間以上
土日:一定時間
週:45時間以上



医薬品備蓄

1200品目以上を常時備蓄し、地域の薬局間での在庫融通にも対応しています。

重要供給確保医薬品の備蓄にも努め、全国の処方せんを受け付けています。



プライバシー

プライバシーに配慮した構造です。



情報収集

PMDAメディナビ等を活用し、医薬品情報の収集および周知を行っております。



麻薬

麻薬小売業者の免許を受けています。



かかりつけ薬剤師

当薬局は「かかりつけ薬剤師」による服薬管理指導の届出施設であり、管理薬剤師は算定に必要な実務経験を満たしています。



対応

24時間調剤・在宅業務に対応し、地方公共団体等へ周知しています。



在宅医療

年間24回以上の在宅業務実績を有し、医療材料・衛生材料の供給体制、ならびに医療機関や訪問看護との連携体制を整えております。



副作用報告

健康被害防止事例の収集体制、および副作用報告の手順書・報告体制を整備済みです。



研修

調剤従事者の研修参加や学会発表を通じ、資質向上に努めています。



健康相談 健康チェック

健康相談やOTC医薬品・緊急避妊薬の販売に加え、適切な受診勧奨を行っております。

地域の皆さまのお薬相談やセルフメディケーション機器による健康チェックも随時受付中。



敷地内禁煙

たばこの販売や未承認研究用試薬・検査サービスは実施していません。



ジェネリック医薬品 バイオ後続品

後発医薬品調剤割合が85%以上の基準に達しています。

当薬局は持続可能な医療のため、バイオ後続品・ジェネリック医薬品の普及に努めています。

在宅訪問服薬指導に関するご案内



在宅療養中で通院が困難な方を対象に、薬剤師がご自宅を訪問し、お薬の管理や服薬指導をさせていただきます。短期間のみのご利用も可能です。ご希望の際は、まずはお気軽にご相談ください。ご利用にあたっては医師の指示が必要となるため、当薬局より確認・調整を行うことも可能です。

介護保険の方

居宅療養管理指導および
介護予防居宅療養管理指導



同一建物居住者以外

518 単位/回



同一建物居住者

379 単位/回(2～9人)

342 単位/回(10人以上)

1単位=10円(例:10単位の場合、1割負担で10円、3割負担で30円)。自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

医療保険の方

在宅患者訪問薬剤管理指導



同一建物居住者以外

650 点/回



同一建物居住者

320 点/回(2～9人)

290 点/回(10人以上)

1点=10円(例:10点の場合、1割負担で10円、3割負担で30円)自己負担率により金額が変わります。麻薬の調剤や緊急対応、オンライン服薬指導等で点数が異なります。

とみおか薬局唐津店 管理薬剤師 峰松敏彦

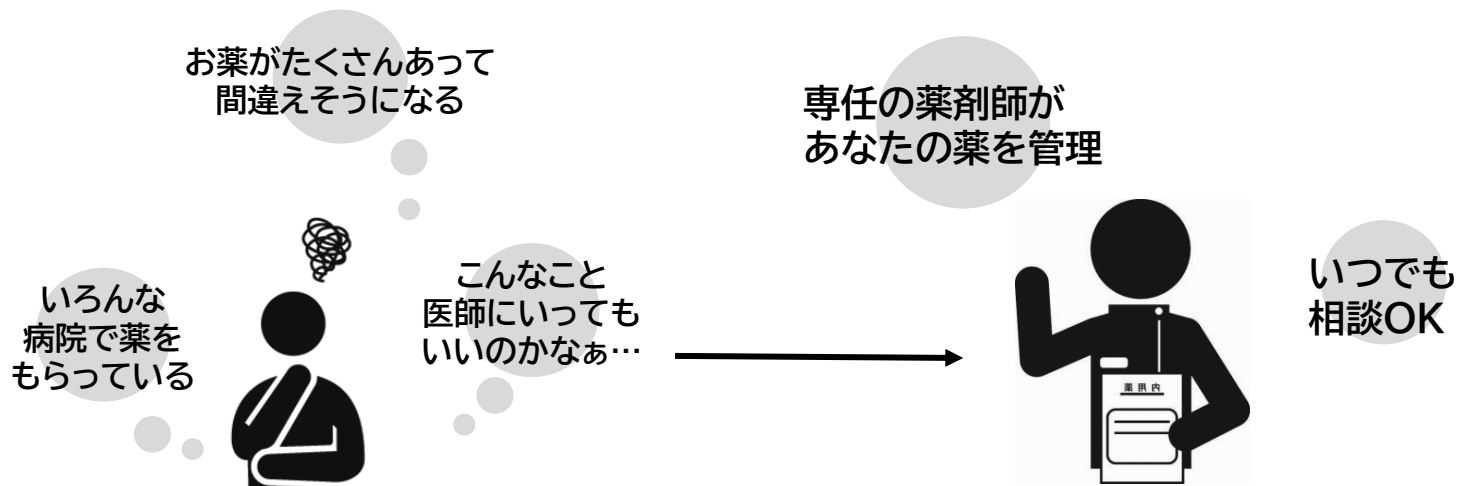
佐賀県知事指定介護保険事業所 第 4140241995 号

TEL 0955-58-7221

FAX 0955-58-7223

緊急時→転送電話 (24時間対応)

お薬のことで困ったら**かかりつけ薬剤師**におまかせください



かかりつけ薬剤師の役割等についてご同意いただき、お薬手帳へ所定の記載をさせていただくことで、次回以降は専任の薬剤師が継続してお薬の管理を担当いたします。

当薬局には、3年以上の実務経験(保険薬剤師)を有し、週31時間以上勤務、かつ当薬局に継続して6か月以上在籍している薬剤師が在籍しております。また、外部機関より認定を受けた「研修認定薬剤師」として、日々知識の研鑽に努めるとともに、地域の医療・保健活動にも積極的に参画しております。

※育児・介護等による短時間勤務の場合は、週24時間かつ週4日以上勤務要件を満たしております。

保険対象外の費用についてのお知らせ

当薬局では、健康保険(療養の給付)の対象とならない以下の項目につきましては、実費でのご負担をお願いしております。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

薬剤の容器代



水剤容器	30ml:50円
	60ml:60円
	100ml:70円
	150ml:80円
	200ml:90円
	300ml:100円
	500ml:130円

軟膏容器	5g:20円
	10g:30円
	20g:40円
	30g:50円
	50g:60円
	100g:80円

点鼻容器	10ml:80円
	20ml:90円

点耳容器	10ml:40円
------	----------

スポイト	1個:20円
計量カップ	10ml1個:20円
	20ml1個:30円

患者さん宅への薬の持参料・在宅医療の交通費



要相談としています

長期収載品の選定療養



先発医薬品(長期収載品)をご希望の場合や時間外に対応(緊急時を除く)には、通常の自己負担に加え「選定療養費」がかかります。詳細はスタッフまでお尋ねください。

患者希望による一包化



7日分ごとに：340円
43日分以上の場合：2,400円

取扱い公費負担医療

- **生活保護法**: 医療扶助
- **障害者総合支援法**: 自立支援医療(精神通院・更生・育成医療)
- **児童福祉法**: 小児慢性特定疾病医療支援、小児慢性特定疾患治療研究事業
- **難病の患者に対する医療等に関する法律**: 特定医療費(指定難病)
- **感染症法**: 結核患者の適正医療、第一種・第二種感染症等
- **原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律**: 認定疾病医療、一般疾病医療費
- **母子保健法**: 養育医療
- **戦傷病者特別援護法**: 療養の給付、更生医療

医療DXで、安心安全の服薬支援を行っています

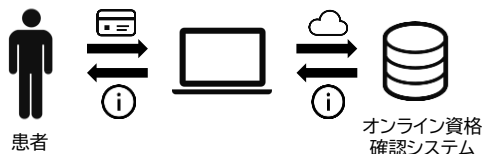
マイナ保険証利用の促進

当薬局は医療DXを推進し、マイナ保険証の活用等を通じて、質の高い医療の提供に取り組んでいます。



オンライン資格確認等システムの活用

オンライン情報を活用し、安全で質の高い医療を提供します。



※オンライン資格確認で取得した個人情報、保険情報の照会のみを使用し、ご本人の同意なく他の目的に利用することはありません。

電子処方せんの活用

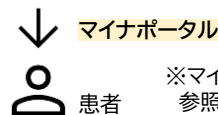
電子処方箋は、オンライン資格確認システムを通じて医師・薬剤師間でお薬情報を連携する仕組みです。重複処方や飲み合わせのリスク低減に役立ちます。



医師・医療機関

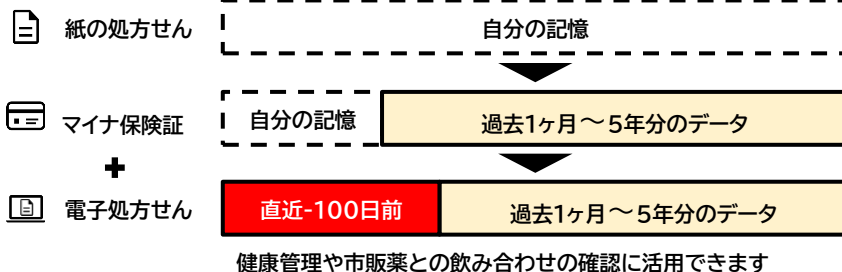
管理サービス

薬剤師・薬局



※マイナナンバーカードでお薬情報参照に同意したとき

マイナナンバーカードと併用することで電子処方箋の機能を最大限に活用でき、マイナポータルでお薬情報をいつでも確認できます。



健康管理や市販薬との飲み合わせの確認に活用できます

オンライン服薬指導のご案内



当薬局では、ご自宅にしながらスマートフォンなどを通じてお薬の説明を受け、お薬をご自宅で受け取ることができる「オンライン服薬指導」に対応しております。



ご予約・実施時間(事前予約制)

平日 9:00～18:00

土曜 9:00～13:00(日祝休)

予約 | 「EPARK」、公式LINE、またはお電話にて



ご利用可能な通信方法

公式LINEにてテレビ電話

PCブラウザ | Chrome、Edge、Safari

※設定方法はスタッフがお手伝いします。



お薬の配送方法・配送料

配送 | 郵便局・クロネコヤマト・佐川急便など

送料 | 着払い

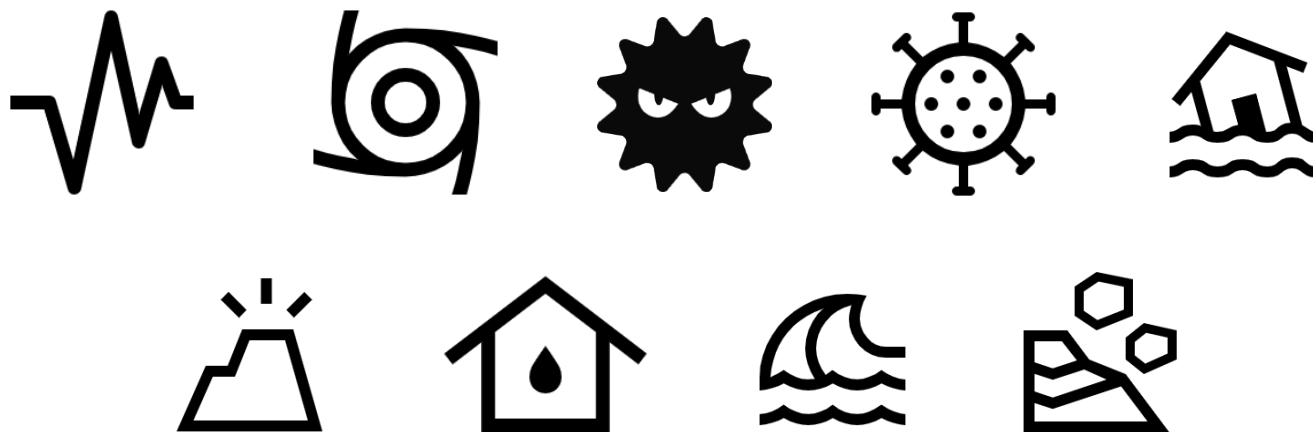


お支払い方法(お薬代+配送料)

銀行振込(振込手数料はお客様負担)

薬局スタッフまで、お気軽におたずねください

感染・災害発生時に対応できる体制を備えています



当薬局は、都道府県知事指定の「第二種協定指定医療機関」として、災害や新興感染症発生時に迅速に対応できる体制を整備しています。平時より抗原検査キット、市販薬、マスク等を常備し、他機関と連携して緊急時も安心してお薬を受け取れる環境を維持します。

医薬品の供給に関するお願い

現在、全国的に多くのお薬が手に入りにくい状況が長期化しております。これは一部の製薬会社における製造トラブルに加え、流通面での課題や、国の供給安定化に向けた対策が十分に追いついていないことなど、構造的な問題が主な原因となっております。

薬の供給状況により、以下の変更をお願いする場合がございます。



- ・同一成分・同一薬効薬への変更
- ・処方日数の変更

お薬の変更や処方日数の調整が生じた際、処方医への確認を行うため、お薬のお渡しまでにお時間をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

医薬品の安定供給のため、地域の薬局間での在庫融通および、医療機関との積極的な情報共有を実施しております。

先発医薬品をご希望の患者さんへ

お薬の自己負担(長期収載品の選定療養)についてのご案内



長期収載品の選定療養ってなに？

先発医薬品を希望された際、価格差の一部(+税)をご負担いただく制度です。

医療保険財政の改善目的であり、薬局の収入にはなりません。(薬剤料以外の費用は変更なし)

※医療上の理由や供給不足の品目は対象外です。

※生活保護の方は医師の指示がない限り原則ジェネリックとなります。



*特別の料金:先発医薬品とジェネリック医薬品の差額の2分の1。さらに消費税が追加されます。

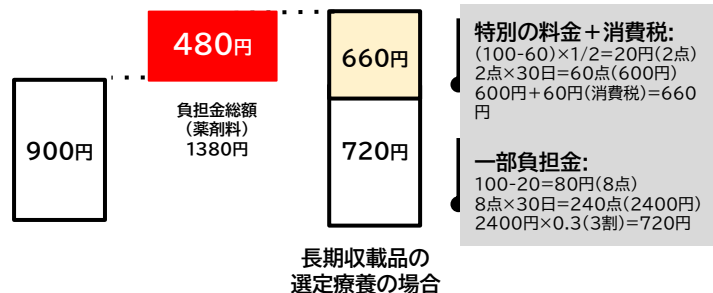
患者負担の総額



どのくらい高くなるの？

先発薬を希望されると、ジェネリックとの差額の2分の1(+税)が特別料金として加算されます。例えば差額が40円なら、20円+消費税が上乗せされるイメージです。負担割合等により正確な金額は異なりますので、詳細はスタッフまでお気軽にお尋ねください。

先発医薬品(1錠100円)、ジェネリック(1錠60円)
1日1錠、30日分処方 3割負担の場合



将来にわたって国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

調剤報酬点数表

項目	点数	算定要件
調剤基本料1	47点	複数の医療機関からの処方箋同時受付、2枚目以降は100分の80、未妥結率減算は100分の50
地域支援・医薬品供給対応体制加算1	27点	ジェネリック医薬品の促進と医薬品安定供給に取り組む薬局
連携強化加算	5点	災害・感染症時の供給体制を持つ薬局
バイオ後続品調剤体制加算	50点	バイオ後続品を調剤し、体制整備・揭示済みの薬局
分割調剤(長期保存が困難など)	5点	14日超処方分割、2回目以降5点
分割調剤(後発品の初服用時など)	5点	初のジェネリック変更時、2回のみ5点
電子的調剤情報連携体制整備加算	8点	月1回に限り
内服薬	24点	1剤につき3剤分まで
内服用滴剤	10点	
頓服薬	21点	1回の処方箋受付において、剤数にかかわらず
浸煎薬	190点	1調剤につき3調剤分まで
湯薬-イ	190点	7日分以下
湯薬-ロ(7日目以下の部分)	190点	
湯薬-ロ(8日目以上の部分)	10点	1日分につき
湯薬-ハ(29日分以上の場合)	400点	
注射薬	26点	1回の処方箋受付
外用薬	10点	1調剤につき3調剤分まで
麻薬等加算 麻薬	70点	1調剤につき
麻薬等加算 向精神薬・覚醒剤原料・毒薬	8点	1調剤につき
時間外加算	100分の100	開局時間以外の時間（深夜・休日を除く）
休日加算	100分の140	
深夜加算	100分の200	深夜（午後10時から午前6時まで）
夜間・休日等加算	40点	薬局が表示している開局時間内であっても、特定の時間帯（平日19時以降、土曜13時以降など）や休日・深夜に調剤を行った場合に、受付1回につき40点を加算するもの
自家製剤加算 内服薬	20点/7日分	1調剤につき(予製剤または錠剤を分割の場合は100分の20の点数)
自家製剤加算 頓服薬	90点	1調剤につき(予製剤または錠剤を分割の場合は100分の20の点数)
自家製剤加算 液剤	45点	1調剤につき(予製剤または錠剤を分割の場合は100分の20の点数)
自家製剤加算 外用薬（錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パップ剤、リニメント剤、坐剤）	90点	1調剤につき(予製剤または錠剤を分割の場合は100分の20の点数)
自家製剤加算 外用薬（点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤）	75点	1調剤につき(予製剤または錠剤を分割の場合は100分の20の点数)
自家製剤加算 外用薬（液剤）	45点	1調剤につき(予製剤または錠剤を分割の場合は100分の20の点数)
計量混合調剤加算 液剤	35点	1調剤につき(予製剤の場合は100分の20の点数)
計量混合調剤加算 散剤・顆粒剤	45点	1調剤につき(予製剤の場合は100分の20の点数)
計量混合調剤加算 軟膏・硬膏剤	80点	1調剤につき(予製剤の場合は100分の20の点数)
調剤管理料 内服薬（28日分以上）	60点	処方せん受付1回につき 3剤まで
調剤管理料 内服薬（27日分以下）	10点	処方せん受付1回につき 3剤まで
調剤管理料 内服薬（上記以外）	10点	処方せん受付1回につき 3剤まで
調剤時残薬調整加算 在宅患者	50点	7日分以上相当の変更 処方前相談・提案反映または調剤日数変更時
調剤時残薬調整加算 かかりつけ薬剤師が実施	50点	7日分以上相当の変更
調剤時残薬調整加算 上記以外	30点	7日分以上相当の変更
薬学的有害事象等防止加算-イ 在宅患者	50点	処方前相談・提案反映
薬学的有害事象等防止加算-ロ 在宅患者	50点	処方変更が行われた場合
薬学的有害事象等防止加算-ハ かかりつけ薬剤師が実施	50点	処方変更が行われた場合

調剤報酬点数表

項目	点数	算定要件
薬学的有害事象等防止加算-二 その他	30点	処方変更が行われた場合
服薬管理指導料1-イ	45点	原則3月以内に再度処方箋を持参し、手帳を提示した患者 かかりつけ薬剤師が行った場合
服薬管理指導料1-ロ	45点	原則3月以内に再度処方箋を持参し、手帳を提示した患者 服薬管理指導料1-イ以外
服薬管理指導料2-イ	59点	原則3月以内に再度処方箋を持参し、手帳を提示した患者以外 かかりつけ薬剤師が行った場合
服薬管理指導料2-ロ	59点	原則3月以内に再度処方箋を持参し、手帳を提示した患者以外 服薬管理指導料2-イ以外
服薬管理指導料3	45点	介護老人福祉施設等入所者
服薬管理指導料4-イ	45点	情報通信機器で服薬指導 原則3月以内に再度処方箋を持参した患者
服薬管理指導料4-ロ	59点	情報通信機器で服薬指導 在宅療養で通院困難な患者（服薬管理指導料4-ハ以外）
服薬管理指導料4-ハ	59点	服薬管理指導料4-ロのうち、患者の状態の急変等に伴い行った場合
服薬管理指導料4-ニ	59点	服薬管理指導料4-イからハ以外
麻薬管理指導加算	22点	受付1回につき
特定薬剤管理指導加算1-イ	10点	特に安全管理が必要な医薬品が新たに処方された場合
特定薬剤管理指導加算1-ロ	5点	特に安全管理が必要な薬の調剤時、服用状況や副作用を確認し指導等を行った場合
特定薬剤管理指導加算2	100点	悪性腫瘍患者に対し、電話等で服用状況や副作用を確認し、医療機関へ文書報告した場合（月1回）
特定薬剤管理指導加算3-イ	5点	医薬品リスク管理計画（RMP）に基づき、安全管理資料を初めて用いて指導等を行った場合（初回のみ）
特定薬剤管理指導加算3-ロ	10点	調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に対して必要な指導等を行った場合（初回のみ）
乳幼児服薬指導加算(6歳未満の場合)	12点	受付1回につき
小児特定加算	350点	18歳未満の医療的ケア児
吸入薬指導加算	30点	6ヶ月に1回
かかりつけ薬剤師フォローアップ加算	50点	3ヶ月に1回
かかりつけ薬剤師訪問加算	230点	6ヶ月に1回
外来服薬支援料1	185点	月1回 自力での服用が困難な患者さんの服薬管理を支援
外来服薬支援料2 42日分以下	34点/7日分	多剤服用や開包困難な患者さんへ一包化した場合
外来服薬支援料2 43日分以上	240点	多剤服用や開包困難な患者さんへ一包化した場合
施設連携加算	50点	月1回 介護老人福祉施設入所患者さんの服薬管理をした場合
服用薬剤調整支援料1	125点	月1回 6剤以上の内服薬の減薬を提案し、2剤以上減少した場合
服用薬剤調整支援料2	1000点	6ヶ月に1回 複数の医療機関から6剤以上の患者へ、かかりつけが減薬を提案
調剤後薬剤管理指導料1	60点	月1回 糖尿病患者に対して行った場合
調剤後薬剤管理指導料2	60点	月1回 慢性心不全患者に対して行った場合
服薬情報等提供料1	30点	月1回 保険医療機関の求めがあった場合
服薬情報等提供料2-イ	20点	月1回 保険医療機関に必要な情報を文書により提供した場合
服薬情報等提供料2-ロ	20点	月1回 リフィル処方箋による調剤後、処方医に必要な情報を文書により提供した場合
服薬情報等提供料2-ハ	20点	月1回 介護支援専門員に必要な情報を文書により提供した場合
服薬情報等提供料3	50点	3ヶ月に1回 入院前の患者に係る保険医療機関の求めがあった場合
在宅患者訪問薬剤管理指導料1 単一建物患者1人	650点	月4回まで 末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の対象患者は週2回かつ月8回まで。保険薬剤師1人につき40回まで

調剤報酬点数表

項目	点数	算定要件
在宅患者訪問薬剤管理指導料2 単一建物患者 2～9人	320点	月4回まで 末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の対象患者は週2回かつ月8回まで。保険薬剤師1人につき40回まで
在宅患者訪問薬剤管理指導料3 その他	290点	月4回まで 末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の対象患者は週2回かつ月8回まで。保険薬剤師1人につき40回まで
在宅患者訪問薬剤管理指導料 麻薬管理指導加算	100点	訪問1回につき
在宅患者訪問薬剤管理指導料 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	250点	訪問1回につき
在宅患者訪問薬剤管理指導料 乳幼児加算	100点	訪問1回につき 6歳未満患者対象
在宅患者訪問薬剤管理指導料 小児特定加算	450点	訪問1回につき 医療的ケア児
在宅患者訪問薬剤管理指導料 在宅中心静脈栄養法加算	150点	訪問1回につき
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1	500点	計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変に伴うものの場合
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1-イ	400点	夜間訪問加算
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1-ロ	600点	休日訪問加算
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1-ハ	1000点	深夜訪問加算
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2	200点	上記以外
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 麻薬管理指導加算	100点	訪問1回につき
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	250点	訪問1回につき
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 乳幼児加算	100点	訪問1回につき 6歳未満患者対象
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 小児特定加算	450点	訪問1回につき 医療的ケア児
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 在宅中心静脈栄養法加算	150点	訪問1回につき
在宅患者緊急時等共同指導料	700点	月2回まで
在宅患者緊急時等共同指導料 麻薬管理指導加算	100点	訪問1回につき
在宅患者緊急時等共同指導料 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	250点	訪問1回につき
在宅患者緊急時等共同指導料 乳幼児加算	100点	訪問1回につき 6歳未満患者対象
在宅患者緊急時等共同指導料 小児特定加算	450点	訪問1回につき 医療的ケア児
在宅患者緊急時等共同指導料 在宅中心静脈栄養法加算	150点	訪問1回につき
退院時共同指導料	600点	入院中1回（末期の悪性腫瘍の患者等は入院中2回）まで
経管投薬支援料	100点	初回のみ
在宅移行初期管理料	230点	初回月1回のみ
訪問薬剤管理医師同時指導料	150点	6ヶ月に1回 薬剤師が医師と同時訪問し指導した場合
複数名薬剤管理指導訪問料	300点	薬剤師が他職員と複数名で訪問し指導した場合
使用薬剤料1	1点	所定単位につき15円以下の場合
使用薬剤料2	10円または端数を ますごとに1点	所定単位につき15円を超える場合
1処方につき7種類以上の内服薬	所定点数の100分の 90	
特定保険医療材料	材料価格を10円で 除して得た点数	
調剤ベースアップ評価料	4点	受付1回につき
調剤物価対応料	1点	3ヶ月に1回